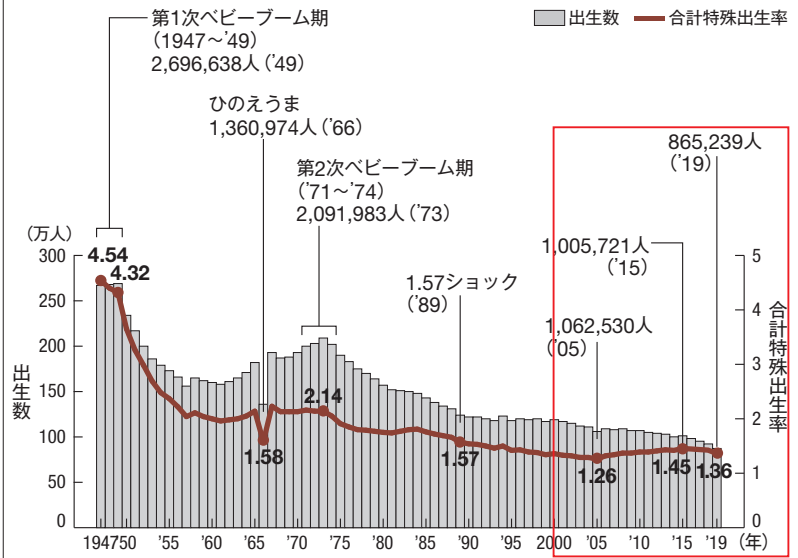


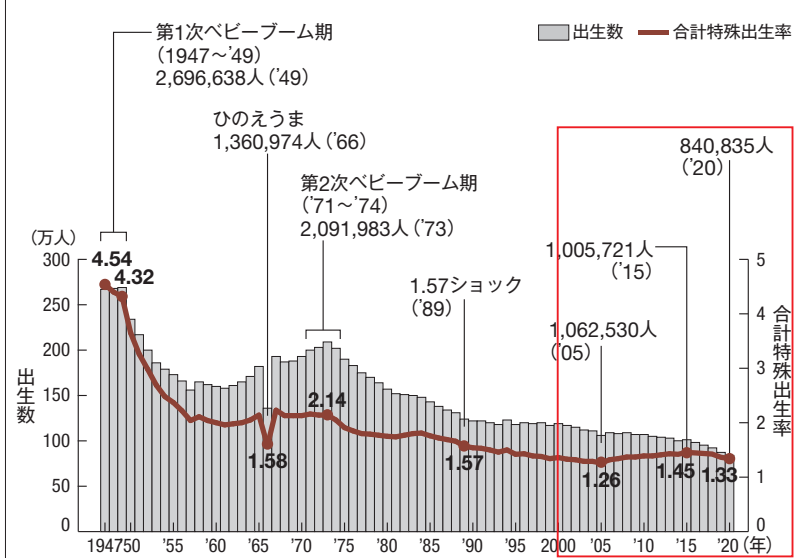
訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		

22	24	急速に延び、 ^{しょうしか} 少子化と ^{こうれいか} 高齢化が進行する中、2010年より ^{じんこうげん} 人口減	急速に延び、 ^{しょうしか} 少子化と ^{こうれいか} 高齢化が進行する中、2008年より ^{じんこうげん} 人口減
----	----	---	---

23	②	② 合計特殊出生率と出生数の推移	② 合計特殊出生率と出生数の推移
----	---	------------------	------------------



(内閣府「少子化社会対策白書」2021年、厚生労働省「人口動態統計」より作成)



(内閣府「少子化社会対策白書」2021年、厚生労働省「人口動態統計」より作成)

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																																																
ページ	行																																																																																																																																		
23	③	<p>③ 50歳時未婚率*の推移</p> <table border="1"> <caption>50歳時未婚率*の推移 (原本文)</caption> <thead> <tr> <th>年(年)</th> <th>男 (%)</th> <th>女 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1970</td><td>1.70</td><td>3.33</td></tr> <tr><td>'75</td><td>2.5</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>'80</td><td>3.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>'85</td><td>4.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>'90</td><td>5.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>'95</td><td>9.0</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>2000</td><td>13.0</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>'05</td><td>16.0</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>'10</td><td>20.0</td><td>10.5</td></tr> <tr><td>'15</td><td>23.37</td><td>14.06</td></tr> </tbody> </table> <p>* 50歳の時点で一度も結婚をしたことがない人の割合。生涯未婚率ともいう。 (国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」)</p>	年(年)	男 (%)	女 (%)	1970	1.70	3.33	'75	2.5	4.5	'80	3.0	4.5	'85	4.0	4.5	'90	5.0	4.5	'95	9.0	4.8	2000	13.0	5.5	'05	16.0	7.0	'10	20.0	10.5	'15	23.37	14.06	<p>③ 50歳時未婚率*の推移</p> <table border="1"> <caption>50歳時未婚率*の推移 (訂正文)</caption> <thead> <tr> <th>年(年)</th> <th>男 (%)</th> <th>女 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1970</td><td>1.70</td><td>3.33</td></tr> <tr><td>'75</td><td>2.5</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>'80</td><td>3.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>'85</td><td>4.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>'90</td><td>5.0</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>'95</td><td>9.0</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>2000</td><td>13.0</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>'05</td><td>16.0</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>'10</td><td>20.0</td><td>10.5</td></tr> <tr><td>'15</td><td>24.77</td><td>14.89</td></tr> <tr><td>'20</td><td>28.25</td><td>17.81</td></tr> </tbody> </table> <p>* 50歳の時点で一度も結婚をしたことがない人の割合。生涯未婚率ともいう。 (国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」)</p>	年(年)	男 (%)	女 (%)	1970	1.70	3.33	'75	2.5	4.5	'80	3.0	4.5	'85	4.0	4.5	'90	5.0	4.5	'95	9.0	4.8	2000	13.0	5.5	'05	16.0	7.0	'10	20.0	10.5	'15	24.77	14.89	'20	28.25	17.81																																																											
年(年)	男 (%)	女 (%)																																																																																																																																	
1970	1.70	3.33																																																																																																																																	
'75	2.5	4.5																																																																																																																																	
'80	3.0	4.5																																																																																																																																	
'85	4.0	4.5																																																																																																																																	
'90	5.0	4.5																																																																																																																																	
'95	9.0	4.8																																																																																																																																	
2000	13.0	5.5																																																																																																																																	
'05	16.0	7.0																																																																																																																																	
'10	20.0	10.5																																																																																																																																	
'15	23.37	14.06																																																																																																																																	
年(年)	男 (%)	女 (%)																																																																																																																																	
1970	1.70	3.33																																																																																																																																	
'75	2.5	4.5																																																																																																																																	
'80	3.0	4.5																																																																																																																																	
'85	4.0	4.5																																																																																																																																	
'90	5.0	4.5																																																																																																																																	
'95	9.0	4.8																																																																																																																																	
2000	13.0	5.5																																																																																																																																	
'05	16.0	7.0																																																																																																																																	
'10	20.0	10.5																																																																																																																																	
'15	24.77	14.89																																																																																																																																	
'20	28.25	17.81																																																																																																																																	
24	①	<p>① 男女別平均初婚年齢と夫婦の年齢差の推移</p> <table border="1"> <caption>男女別平均初婚年齢と夫婦の年齢差の推移 (原本文)</caption> <thead> <tr> <th>年(年)</th> <th>夫 (歳)</th> <th>妻 (歳)</th> <th>年齢差 (歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1950</td><td>25.9</td><td>23.0</td><td>2.9</td></tr> <tr><td>'55</td><td>26.5</td><td>23.5</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>'60</td><td>26.8</td><td>23.8</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>'65</td><td>27.0</td><td>24.2</td><td>2.8</td></tr> <tr><td>'70</td><td>27.5</td><td>24.5</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>'75</td><td>28.0</td><td>25.0</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>'80</td><td>28.2</td><td>25.5</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>'85</td><td>28.4</td><td>25.9</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>'90</td><td>28.6</td><td>26.5</td><td>2.1</td></tr> <tr><td>'95</td><td>28.8</td><td>27.0</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>2000</td><td>29.8</td><td>28.0</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>'05</td><td>30.5</td><td>28.8</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>'10</td><td>31.1</td><td>29.4</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>'15</td><td>31.1</td><td>29.6</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>'19</td><td>31.2</td><td>29.6</td><td>1.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「人口動態統計」)</p>	年(年)	夫 (歳)	妻 (歳)	年齢差 (歳)	1950	25.9	23.0	2.9	'55	26.5	23.5	3.0	'60	26.8	23.8	3.0	'65	27.0	24.2	2.8	'70	27.5	24.5	3.0	'75	28.0	25.0	3.0	'80	28.2	25.5	2.7	'85	28.4	25.9	2.5	'90	28.6	26.5	2.1	'95	28.8	27.0	1.8	2000	29.8	28.0	1.8	'05	30.5	28.8	1.7	'10	31.1	29.4	1.7	'15	31.1	29.6	1.5	'19	31.2	29.6	1.6	<p>① 男女別平均初婚年齢と夫婦の年齢差の推移</p> <table border="1"> <caption>男女別平均初婚年齢と夫婦の年齢差の推移 (訂正文)</caption> <thead> <tr> <th>年(年)</th> <th>夫 (歳)</th> <th>妻 (歳)</th> <th>年齢差 (歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1950</td><td>25.9</td><td>23.0</td><td>2.9</td></tr> <tr><td>'55</td><td>26.5</td><td>23.5</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>'60</td><td>26.8</td><td>23.8</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>'65</td><td>27.0</td><td>24.2</td><td>2.8</td></tr> <tr><td>'70</td><td>27.5</td><td>24.5</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>'75</td><td>28.0</td><td>25.0</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>'80</td><td>28.2</td><td>25.5</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>'85</td><td>28.4</td><td>25.9</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>'90</td><td>28.6</td><td>26.5</td><td>2.1</td></tr> <tr><td>'95</td><td>28.8</td><td>27.0</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>2000</td><td>29.8</td><td>28.0</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>'05</td><td>30.5</td><td>28.8</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>'10</td><td>31.1</td><td>29.4</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>'15</td><td>31.1</td><td>29.4</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>'20</td><td>31.0</td><td>29.4</td><td>1.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「人口動態統計」)</p>	年(年)	夫 (歳)	妻 (歳)	年齢差 (歳)	1950	25.9	23.0	2.9	'55	26.5	23.5	3.0	'60	26.8	23.8	3.0	'65	27.0	24.2	2.8	'70	27.5	24.5	3.0	'75	28.0	25.0	3.0	'80	28.2	25.5	2.7	'85	28.4	25.9	2.5	'90	28.6	26.5	2.1	'95	28.8	27.0	1.8	2000	29.8	28.0	1.8	'05	30.5	28.8	1.7	'10	31.1	29.4	1.7	'15	31.1	29.4	1.7	'20	31.0	29.4	1.6
年(年)	夫 (歳)	妻 (歳)	年齢差 (歳)																																																																																																																																
1950	25.9	23.0	2.9																																																																																																																																
'55	26.5	23.5	3.0																																																																																																																																
'60	26.8	23.8	3.0																																																																																																																																
'65	27.0	24.2	2.8																																																																																																																																
'70	27.5	24.5	3.0																																																																																																																																
'75	28.0	25.0	3.0																																																																																																																																
'80	28.2	25.5	2.7																																																																																																																																
'85	28.4	25.9	2.5																																																																																																																																
'90	28.6	26.5	2.1																																																																																																																																
'95	28.8	27.0	1.8																																																																																																																																
2000	29.8	28.0	1.8																																																																																																																																
'05	30.5	28.8	1.7																																																																																																																																
'10	31.1	29.4	1.7																																																																																																																																
'15	31.1	29.6	1.5																																																																																																																																
'19	31.2	29.6	1.6																																																																																																																																
年(年)	夫 (歳)	妻 (歳)	年齢差 (歳)																																																																																																																																
1950	25.9	23.0	2.9																																																																																																																																
'55	26.5	23.5	3.0																																																																																																																																
'60	26.8	23.8	3.0																																																																																																																																
'65	27.0	24.2	2.8																																																																																																																																
'70	27.5	24.5	3.0																																																																																																																																
'75	28.0	25.0	3.0																																																																																																																																
'80	28.2	25.5	2.7																																																																																																																																
'85	28.4	25.9	2.5																																																																																																																																
'90	28.6	26.5	2.1																																																																																																																																
'95	28.8	27.0	1.8																																																																																																																																
2000	29.8	28.0	1.8																																																																																																																																
'05	30.5	28.8	1.7																																																																																																																																
'10	31.1	29.4	1.7																																																																																																																																
'15	31.1	29.4	1.7																																																																																																																																
'20	31.0	29.4	1.6																																																																																																																																

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文
24 Column	や事実婚の夫婦、元配偶者だが、交際相手に	や事実婚の夫婦、 <u>同棲相手</u> 、元配偶者だが、
24 Column	●デートDV110番 TEL：050-3204-0404 (火曜18～21時、土曜14～18時)	●デートDV110番 TEL：050-3204-0404 (火～木曜19～21時、土曜18～21時)
26 ①	<p>① 一般世帯における家族構成の割合の推移</p> <p>(注) 2010年調査から「親族世帯」は「親族のみの世帯」、「非親族世帯」は「非親族を含む世帯」に区分変更された。 (総務省「国勢調査」)</p>	<p>① 一般世帯における家族構成の割合の推移</p> <p>(注) 2005年調査までは、「親族のみの世帯」は「親族世帯」、「非親族を含む世帯」は「非親族世帯」と分類されていた。 (総務省「国勢調査」)</p>
27 ②	<p>(注) ①2005年調査までは、「親族のみの世帯」は「親族世帯」、「非親族を含む世帯」は「非親族世帯」と分類されていた。 ②日本全体で約5,345万世帯、約1億2,709万人のうち、約12万世帯、約280万人が施設等で暮らしている(2015年現在)。</p>	<p>(注) ①2005年調査までは、「親族のみの世帯」は「親族世帯」、「非親族を含む世帯」は「非親族世帯」と分類されていた。 ②日本全体で約5,583万世帯、約1億2,615万人のうち、約13万世帯、約298万人が施設等で暮らしている(2020年現在)。</p>

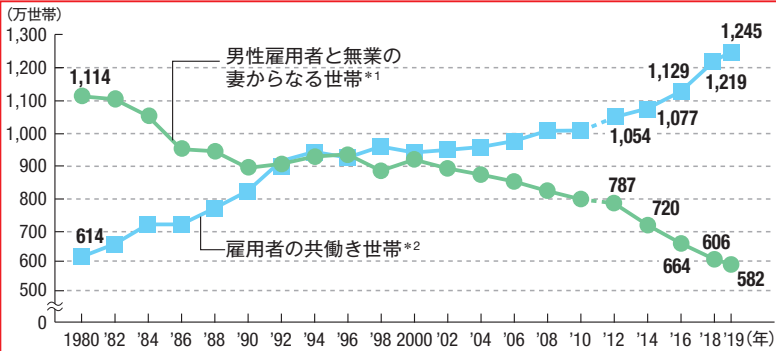
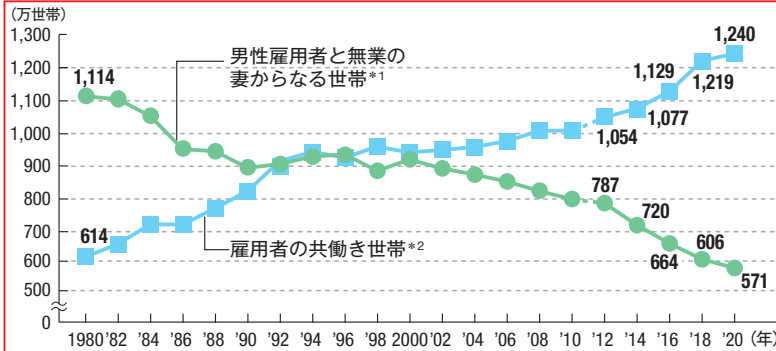
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
28	10-11	から1955年までは約5人であったが、その後減少を続け、2015年には2.33人になっている。	から1955年までは約5人であったが、その後減少を続け、2020年には2.21人になっている。
28	①	<p>① 一般世帯数および平均世帯人員数の推移</p> <p>平均世帯人員減少の背景には、拡大家族世帯の減少、夫婦のみやひとり親と子どもなど少人数世帯の増加、若者や高齢者の単独世帯の増加、多産多死の時代から少産少死の時代に入り、子ども数が減少したことなどがある。</p> <p>(注) 1920～'55と'65は普通世帯による。普通世帯とは一般世帯から間借り・下宿などの単身者および会社などの独身寮の単身者を除いたもの。 (総務省「国勢調査」)</p>	<p>① 一般世帯数および平均世帯人員数の推移</p> <p>平均世帯人員減少の背景には、拡大家族世帯の減少、夫婦のみやひとり親と子どもなど少人数世帯の増加、若者や高齢者の単独世帯の増加、多産多死の時代から少産少死の時代に入り、子ども数が減少したことなどがある。</p> <p>(注) 1920～'55と'65は普通世帯による。普通世帯とは一般世帯から間借り・下宿などの単身者および会社などの独身寮の単身者を除いたもの。 (総務省「国勢調査」)</p>
28	②	<p>② 産業構造の変化</p> <p>(注) 就業者総数に対する産業別就業者数の比率。 (総務省「国勢調査」)</p>	<p>② 産業構造の変化</p> <p>(注) 就業者総数に対する産業別就業者数の比率。 (総務省「国勢調査」)</p>

訂正箇所		原文	訂正文																																				
ページ	行																																						
29	④	<p>④ 旧民法と現行民法との比較 (例外規定もある)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧民法 (1898年制定)</th> <th>現行民法 (1947年改正)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「家」制度による直系家族。 家父長(戸主)に大きな権限がある。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦の協力により維持される。 夫婦の権利、義務は同等。 </td> </tr> <tr> <td>婚姻</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 結婚するには戸主の同意を必要とする。 妻は夫の家に入る。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 成人は両性の合意のみで結婚できる。 夫、妻どちらの姓を称してもよい。 </td> </tr> <tr> <td>夫婦</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夫は妻の財産を管理する。 婚姻により生じるいっさいの費用は夫が負担する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦別産制。 婚姻により生じる費用は夫婦が分担する。 </td> </tr> <tr> <td>子</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 子は父の親権に服する。 父が親権を行えない場合は母が行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 子は父母の親権に服する。 </td> </tr> <tr> <td>相続</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 家督(戸主の身分や家産)は長男単独相続。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遺産は配偶者が2分の1、子が2分の1を等分に相続する(分割相続)。 </td> </tr> </tbody> </table>		旧民法 (1898年制定)	現行民法 (1947年改正)	家族	<ul style="list-style-type: none"> 「家」制度による直系家族。 家父長(戸主)に大きな権限がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦の協力により維持される。 夫婦の権利、義務は同等。 	婚姻	<ul style="list-style-type: none"> 結婚するには戸主の同意を必要とする。 妻は夫の家に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> 成人は両性の合意のみで結婚できる。 夫、妻どちらの姓を称してもよい。 	夫婦	<ul style="list-style-type: none"> 夫は妻の財産を管理する。 婚姻により生じるいっさいの費用は夫が負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦別産制。 婚姻により生じる費用は夫婦が分担する。 	子	<ul style="list-style-type: none"> 子は父の親権に服する。 父が親権を行えない場合は母が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子は父母の親権に服する。 	相続	<ul style="list-style-type: none"> 家督(戸主の身分や家産)は長男単独相続。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺産は配偶者が2分の1、子が2分の1を等分に相続する(分割相続)。 	<p>④ 旧民法と現行民法との比較 (例外規定もある)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧民法 (1898年制定)</th> <th>現行民法 (1947年改正)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「家」制度による直系家族。 家父長(戸主)に大きな権限がある。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦の協力により維持される。 夫婦の権利、義務は同等。 </td> </tr> <tr> <td>婚姻</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 結婚するには戸主の同意を必要とする。 妻は夫の家に入る。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 両性の合意のみで結婚できる。 夫、妻どちらの姓を称してもよい。 </td> </tr> <tr> <td>夫婦</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夫は妻の財産を管理する。 婚姻により生じるいっさいの費用は夫が負担する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦別産制。 婚姻により生じる費用は夫婦が分担する。 </td> </tr> <tr> <td>子</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 子は父の親権に服する。 父が親権を行えない場合は母が行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 子は父母の親権に服する。 </td> </tr> <tr> <td>相続</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 家督(戸主の身分や家産)は長男単独相続。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遺産は配偶者が2分の1、子が2分の1を等分に相続する(分割相続)。 </td> </tr> </tbody> </table>		旧民法 (1898年制定)	現行民法 (1947年改正)	家族	<ul style="list-style-type: none"> 「家」制度による直系家族。 家父長(戸主)に大きな権限がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦の協力により維持される。 夫婦の権利、義務は同等。 	婚姻	<ul style="list-style-type: none"> 結婚するには戸主の同意を必要とする。 妻は夫の家に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> 両性の合意のみで結婚できる。 夫、妻どちらの姓を称してもよい。 	夫婦	<ul style="list-style-type: none"> 夫は妻の財産を管理する。 婚姻により生じるいっさいの費用は夫が負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦別産制。 婚姻により生じる費用は夫婦が分担する。 	子	<ul style="list-style-type: none"> 子は父の親権に服する。 父が親権を行えない場合は母が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子は父母の親権に服する。 	相続	<ul style="list-style-type: none"> 家督(戸主の身分や家産)は長男単独相続。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺産は配偶者が2分の1、子が2分の1を等分に相続する(分割相続)。
	旧民法 (1898年制定)	現行民法 (1947年改正)																																					
家族	<ul style="list-style-type: none"> 「家」制度による直系家族。 家父長(戸主)に大きな権限がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦の協力により維持される。 夫婦の権利、義務は同等。 																																					
婚姻	<ul style="list-style-type: none"> 結婚するには戸主の同意を必要とする。 妻は夫の家に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> 成人は両性の合意のみで結婚できる。 夫、妻どちらの姓を称してもよい。 																																					
夫婦	<ul style="list-style-type: none"> 夫は妻の財産を管理する。 婚姻により生じるいっさいの費用は夫が負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦別産制。 婚姻により生じる費用は夫婦が分担する。 																																					
子	<ul style="list-style-type: none"> 子は父の親権に服する。 父が親権を行えない場合は母が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子は父母の親権に服する。 																																					
相続	<ul style="list-style-type: none"> 家督(戸主の身分や家産)は長男単独相続。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺産は配偶者が2分の1、子が2分の1を等分に相続する(分割相続)。 																																					
	旧民法 (1898年制定)	現行民法 (1947年改正)																																					
家族	<ul style="list-style-type: none"> 「家」制度による直系家族。 家父長(戸主)に大きな権限がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦の協力により維持される。 夫婦の権利、義務は同等。 																																					
婚姻	<ul style="list-style-type: none"> 結婚するには戸主の同意を必要とする。 妻は夫の家に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> 両性の合意のみで結婚できる。 夫、妻どちらの姓を称してもよい。 																																					
夫婦	<ul style="list-style-type: none"> 夫は妻の財産を管理する。 婚姻により生じるいっさいの費用は夫が負担する。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦別産制。 婚姻により生じる費用は夫婦が分担する。 																																					
子	<ul style="list-style-type: none"> 子は父の親権に服する。 父が親権を行えない場合は母が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子は父母の親権に服する。 																																					
相続	<ul style="list-style-type: none"> 家督(戸主の身分や家産)は長男単独相続。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺産は配偶者が2分の1、子が2分の1を等分に相続する(分割相続)。 																																					
31	14	か月から100日に短縮された。さらに2018年改正では 最低 婚姻	か月から100日に短縮された。さらに2018年改正では婚姻 開始																																				
33	②	<p>② 就業時間が週60時間以上の男性雇用者の割合</p> <table border="1"> <caption>就業時間が週60時間以上の男性雇用者の割合 (2009-2019)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>20-29</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>30-39</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>40-49</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>50-59</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>60 (歳)</td> <td>5.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内閣府「少子化社会対策白書」2020年)</p>	年齢	割合 (%)	全体	10.3	20-29	7.8	30-39	12.8	40-49	13.0	50-59	11.6	60 (歳)	5.9	<p>② 就業時間が週60時間以上の男性雇用者の割合</p> <table border="1"> <caption>就業時間が週60時間以上の男性雇用者の割合 (2010-2020)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>20-29</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>30-39</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>40-49</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>50-59</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>60 (歳)</td> <td>4.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(内閣府「少子化社会対策白書」2021年)</p>	年齢	割合 (%)	全体	8.2	20-29	6.1	30-39	10.2	40-49	10.4	50-59	9.1	60 (歳)	4.7								
年齢	割合 (%)																																						
全体	10.3																																						
20-29	7.8																																						
30-39	12.8																																						
40-49	13.0																																						
50-59	11.6																																						
60 (歳)	5.9																																						
年齢	割合 (%)																																						
全体	8.2																																						
20-29	6.1																																						
30-39	10.2																																						
40-49	10.4																																						
50-59	9.1																																						
60 (歳)	4.7																																						

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		

33	④	<p>④ 性・年齢別労働力率</p> <p>(総務省「労働力調査」)</p>	<p>④ 性・年齢別労働力率</p> <p>(総務省「労働力調査」)</p>
----	---	---	---

33	⑤	<p>⑤ 女性の労働力率の国際比較</p> <p>*アメリカは16~19歳 (総務省「世界の統計」2021年)</p>	<p>⑤ 女性の労働力率の国際比較</p> <p>*アメリカは16~19歳 (総務省「世界の統計」2022年)</p>
----	---	--	--

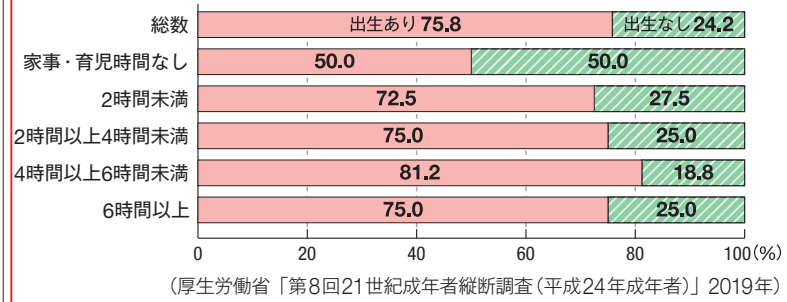
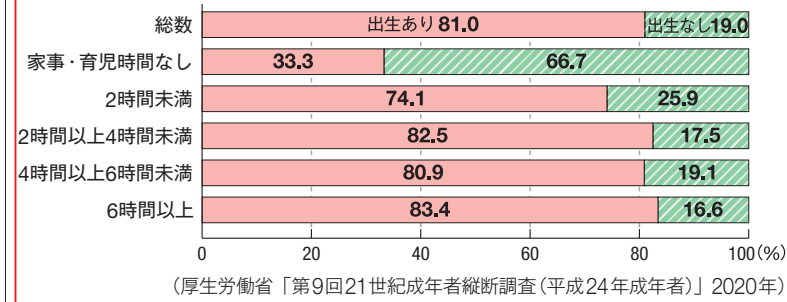
訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文																																																																																																																																				
34	<p data-bbox="168 188 201 215">③</p> <p data-bbox="235 196 488 223">③ 共働き世帯数の推移</p>  <table border="1" data-bbox="235 231 1008 582"> <caption>共働き世帯数の推移 (1980-2019)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>男性雇用者と無業の妻からなる世帯*1 (万世帯)</th> <th>雇用者の共働き世帯*2 (万世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1980</td><td>1,114</td><td>614</td></tr> <tr><td>1982</td><td>1,100</td><td>650</td></tr> <tr><td>1984</td><td>1,050</td><td>700</td></tr> <tr><td>1986</td><td>950</td><td>720</td></tr> <tr><td>1988</td><td>920</td><td>750</td></tr> <tr><td>1990</td><td>900</td><td>800</td></tr> <tr><td>1992</td><td>920</td><td>850</td></tr> <tr><td>1994</td><td>930</td><td>880</td></tr> <tr><td>1996</td><td>920</td><td>900</td></tr> <tr><td>1998</td><td>910</td><td>920</td></tr> <tr><td>2000</td><td>900</td><td>930</td></tr> <tr><td>2002</td><td>890</td><td>940</td></tr> <tr><td>2004</td><td>880</td><td>950</td></tr> <tr><td>2006</td><td>870</td><td>960</td></tr> <tr><td>2008</td><td>860</td><td>970</td></tr> <tr><td>2010</td><td>850</td><td>980</td></tr> <tr><td>2012</td><td>840</td><td>990</td></tr> <tr><td>2014</td><td>830</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>2016</td><td>820</td><td>1,010</td></tr> <tr><td>2018</td><td>810</td><td>1,020</td></tr> <tr><td>2019</td><td>1,245</td><td>582</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="235 590 1008 662">* 1 夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口および完全失業者（2018年以降は失業者））の世帯。 * 2 夫婦共に非農林業雇用者の世帯。 (内閣府「男女共同参画白書」2020年)</p>	年	男性雇用者と無業の妻からなる世帯*1 (万世帯)	雇用者の共働き世帯*2 (万世帯)	1980	1,114	614	1982	1,100	650	1984	1,050	700	1986	950	720	1988	920	750	1990	900	800	1992	920	850	1994	930	880	1996	920	900	1998	910	920	2000	900	930	2002	890	940	2004	880	950	2006	870	960	2008	860	970	2010	850	980	2012	840	990	2014	830	1,000	2016	820	1,010	2018	810	1,020	2019	1,245	582	<p data-bbox="1108 196 1361 223">③ 共働き世帯数の推移</p>  <table border="1" data-bbox="1108 231 1881 582"> <caption>共働き世帯数の推移 (1980-2020)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>男性雇用者と無業の妻からなる世帯*1 (万世帯)</th> <th>雇用者の共働き世帯*2 (万世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1980</td><td>1,114</td><td>614</td></tr> <tr><td>1982</td><td>1,100</td><td>650</td></tr> <tr><td>1984</td><td>1,050</td><td>700</td></tr> <tr><td>1986</td><td>950</td><td>720</td></tr> <tr><td>1988</td><td>920</td><td>750</td></tr> <tr><td>1990</td><td>900</td><td>800</td></tr> <tr><td>1992</td><td>920</td><td>850</td></tr> <tr><td>1994</td><td>930</td><td>880</td></tr> <tr><td>1996</td><td>920</td><td>900</td></tr> <tr><td>1998</td><td>910</td><td>920</td></tr> <tr><td>2000</td><td>900</td><td>930</td></tr> <tr><td>2002</td><td>890</td><td>940</td></tr> <tr><td>2004</td><td>880</td><td>950</td></tr> <tr><td>2006</td><td>870</td><td>960</td></tr> <tr><td>2008</td><td>860</td><td>970</td></tr> <tr><td>2010</td><td>850</td><td>980</td></tr> <tr><td>2012</td><td>840</td><td>990</td></tr> <tr><td>2014</td><td>830</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>2016</td><td>820</td><td>1,010</td></tr> <tr><td>2018</td><td>810</td><td>1,020</td></tr> <tr><td>2020</td><td>1,240</td><td>571</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1108 590 1881 662">* 1 夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口および完全失業者（2018年以降は失業者））の世帯。 * 2 夫婦共に非農林業雇用者の世帯。 (内閣府「男女共同参画白書」2021年)</p>	年	男性雇用者と無業の妻からなる世帯*1 (万世帯)	雇用者の共働き世帯*2 (万世帯)	1980	1,114	614	1982	1,100	650	1984	1,050	700	1986	950	720	1988	920	750	1990	900	800	1992	920	850	1994	930	880	1996	920	900	1998	910	920	2000	900	930	2002	890	940	2004	880	950	2006	870	960	2008	860	970	2010	850	980	2012	840	990	2014	830	1,000	2016	820	1,010	2018	810	1,020	2020	1,240	571
年	男性雇用者と無業の妻からなる世帯*1 (万世帯)	雇用者の共働き世帯*2 (万世帯)																																																																																																																																				
1980	1,114	614																																																																																																																																				
1982	1,100	650																																																																																																																																				
1984	1,050	700																																																																																																																																				
1986	950	720																																																																																																																																				
1988	920	750																																																																																																																																				
1990	900	800																																																																																																																																				
1992	920	850																																																																																																																																				
1994	930	880																																																																																																																																				
1996	920	900																																																																																																																																				
1998	910	920																																																																																																																																				
2000	900	930																																																																																																																																				
2002	890	940																																																																																																																																				
2004	880	950																																																																																																																																				
2006	870	960																																																																																																																																				
2008	860	970																																																																																																																																				
2010	850	980																																																																																																																																				
2012	840	990																																																																																																																																				
2014	830	1,000																																																																																																																																				
2016	820	1,010																																																																																																																																				
2018	810	1,020																																																																																																																																				
2019	1,245	582																																																																																																																																				
年	男性雇用者と無業の妻からなる世帯*1 (万世帯)	雇用者の共働き世帯*2 (万世帯)																																																																																																																																				
1980	1,114	614																																																																																																																																				
1982	1,100	650																																																																																																																																				
1984	1,050	700																																																																																																																																				
1986	950	720																																																																																																																																				
1988	920	750																																																																																																																																				
1990	900	800																																																																																																																																				
1992	920	850																																																																																																																																				
1994	930	880																																																																																																																																				
1996	920	900																																																																																																																																				
1998	910	920																																																																																																																																				
2000	900	930																																																																																																																																				
2002	890	940																																																																																																																																				
2004	880	950																																																																																																																																				
2006	870	960																																																																																																																																				
2008	860	970																																																																																																																																				
2010	850	980																																																																																																																																				
2012	840	990																																																																																																																																				
2014	830	1,000																																																																																																																																				
2016	820	1,010																																																																																																																																				
2018	810	1,020																																																																																																																																				
2020	1,240	571																																																																																																																																				

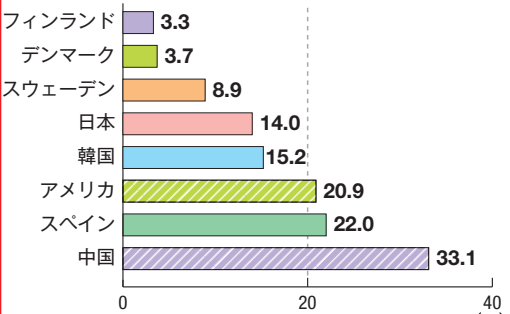
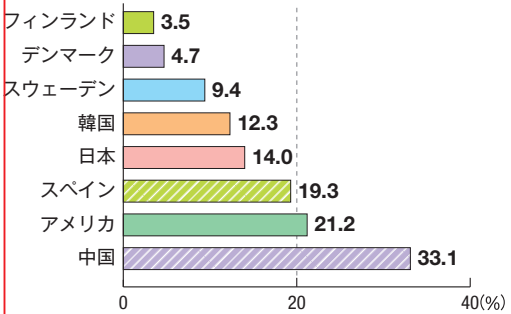
訂正箇所		原文
ページ	行	
44	脚注	<p>子どもとインターネット 9歳以下のインターネット利用率は<u>64.0%</u>で、内容は<u>90.6%</u>が動画視聴、<u>61.8%</u>がゲームである。利用時間は平均<u>102.9分</u>だが、<u>39.1%</u>が2時間以上利用している（内閣府「令和<u>2</u>（<u>2020</u>）年度青少年のインターネット利用環境実態調査」）。</p>

訂正箇所		訂 正 文
ページ	行	
		<p>子どもとインターネット 9歳以下のインターネット利用率は74.3%で、内容は94.0%が動画視聴、59.0%がゲームである。利用時間は平均110.2分だが、43.7%が2時間以上利用している（内閣府「令和3（2021）年度青少年のインターネット利用環境実態調査」）。</p>

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
51	④	<p>④ 乳幼児の死亡事故の原因</p> <p>(厚生労働省「令和元(2019)年人口動態統計」)</p>	<p>④ 乳幼児の死亡事故の原因</p> <p>(厚生労働省「令和2(2020)年人口動態統計」)</p>
56	側注⑥	<p>⑥ 育児・介護休業法(▶ p.34) 削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出生時育児休業 (男性版産休): 生後8週まで4週間、2回まで分割可能 ● 育児休業: 子が1歳(父母共に取得する場合は1歳2か月)まで1年間(保育所に入れないなど一定の場合には最長2歳まで延長可能), 2回まで分割可能 ● 事業主による休業を取得しやすい環境整備と、対象者への個別制度周知・休業取得意向確認の義務 ● 学齢前の子をもつ親の時間外労働・深夜業の制限 ● 子の看護休暇年5日(子が2人以上の場合は年10日) <p>* 2021年6月9日から1年半以内に施行予定 削除</p>	<p>⑥ 育児・介護休業法(▶ p.34)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出生時育児休業 (<u>産後パパ育休</u>): 生後8週まで4週間、2回まで分割可能 ● 育児休業: 子が1歳(父母共に取得する場合は1歳2か月)まで1年間(保育所に入れないなど一定の場合には最長2歳まで延長可能), 2回まで分割可能 ● 事業主による休業を取得しやすい環境整備と、対象者への個別制度周知・休業取得意向確認の義務 ● 学齢前の子をもつ親の時間外労働・深夜業の制限 ● 子の看護休暇年5日(子が2人以上の場合は年10日)

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文																																																								
57	<p>② 保育所などの待機児童数と保育所等利用率の推移</p> <p>保育所などへの入所を待っている待機児童は東京都、沖縄県、兵庫県、福岡県、埼玉県、千葉県などに多い。</p> <table border="1"> <caption>待機児童数と保育所等利用率の推移 (2009-2019)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>待機児童数 (人)</th> <th>利用率 (1,2歳児) (%)</th> <th>利用率 (全体) (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2009</td><td>25,384</td><td>28.5</td><td>31.3</td></tr> <tr><td>'11</td><td>25,556</td><td>31.0</td><td>33.1</td></tr> <tr><td>'13</td><td>22,741</td><td>33.9</td><td>35.0</td></tr> <tr><td>'15</td><td>23,167</td><td>37.9</td><td>38.1</td></tr> <tr><td>'17</td><td>26,081</td><td>45.7</td><td>42.4</td></tr> <tr><td>'19</td><td>16,772</td><td>48.1</td><td>45.8</td></tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省資料)</p>	年	待機児童数 (人)	利用率 (1,2歳児) (%)	利用率 (全体) (%)	2009	25,384	28.5	31.3	'11	25,556	31.0	33.1	'13	22,741	33.9	35.0	'15	23,167	37.9	38.1	'17	26,081	45.7	42.4	'19	16,772	48.1	45.8	<p>② 保育所などの待機児童数と保育所等利用率の推移</p> <p>保育所などへの入所を待っている待機児童は東京都、兵庫県、沖縄県、福岡県、埼玉県、千葉県などに多い。</p> <table border="1"> <caption>待機児童数と保育所等利用率の推移 (2011-2020)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>待機児童数 (人)</th> <th>利用率 (1,2歳児) (%)</th> <th>利用率 (全体) (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2011</td><td>25,556</td><td>31.0</td><td>33.1</td></tr> <tr><td>'13</td><td>22,741</td><td>33.9</td><td>35.0</td></tr> <tr><td>'15</td><td>23,167</td><td>37.9</td><td>38.1</td></tr> <tr><td>'17</td><td>26,081</td><td>45.7</td><td>42.4</td></tr> <tr><td>'19</td><td>16,772</td><td>48.1</td><td>45.8</td></tr> <tr><td>'20</td><td>12,439</td><td>50.4</td><td>47.7</td></tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省資料)</p>	年	待機児童数 (人)	利用率 (1,2歳児) (%)	利用率 (全体) (%)	2011	25,556	31.0	33.1	'13	22,741	33.9	35.0	'15	23,167	37.9	38.1	'17	26,081	45.7	42.4	'19	16,772	48.1	45.8	'20	12,439	50.4	47.7
年	待機児童数 (人)	利用率 (1,2歳児) (%)	利用率 (全体) (%)																																																							
2009	25,384	28.5	31.3																																																							
'11	25,556	31.0	33.1																																																							
'13	22,741	33.9	35.0																																																							
'15	23,167	37.9	38.1																																																							
'17	26,081	45.7	42.4																																																							
'19	16,772	48.1	45.8																																																							
年	待機児童数 (人)	利用率 (1,2歳児) (%)	利用率 (全体) (%)																																																							
2011	25,556	31.0	33.1																																																							
'13	22,741	33.9	35.0																																																							
'15	23,167	37.9	38.1																																																							
'17	26,081	45.7	42.4																																																							
'19	16,772	48.1	45.8																																																							
'20	12,439	50.4	47.7																																																							
57	<p>④ 子どもをもって負担に感じること (複数回答)</p> <p>調査対象：母と同居している10歳児の父母、祖父母など (23,893人)</p> <table border="1"> <caption>子どもをもって負担に感じること (10歳児)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>母が有職 (%)</th> <th>母が無職 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>子育ての出費がかさむ</td><td>38.6</td><td>38.3</td></tr> <tr><td>子どもと過ごす時間が十分に作れない</td><td>27.8</td><td>10.6</td></tr> <tr><td>自分の自由な時間が持てない</td><td>25.9</td><td>24.3</td></tr> <tr><td>できない</td><td>19.3</td><td>16.8</td></tr> <tr><td>気持ちに余裕を持って子どもに接することができない</td><td>16.8</td><td>21.1</td></tr> <tr><td>子育てによる身体の疲れが大きい</td><td>16.8</td><td>21.1</td></tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「第10回21世紀出生児縦断調査(2010年出生児)」2020年)</p>	項目	母が有職 (%)	母が無職 (%)	子育ての出費がかさむ	38.6	38.3	子どもと過ごす時間が十分に作れない	27.8	10.6	自分の自由な時間が持てない	25.9	24.3	できない	19.3	16.8	気持ちに余裕を持って子どもに接することができない	16.8	21.1	子育てによる身体の疲れが大きい	16.8	21.1	<p>④ 子どもをもって負担に感じること (複数回答)</p> <p>調査対象：母と同居している11歳児の父母、祖父母など (23,075人)</p> <table border="1"> <caption>子どもをもって負担に感じること (11歳児)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>母が有職 (%)</th> <th>母が無職 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>子育ての出費がかさむ</td><td>39.3</td><td>39.1</td></tr> <tr><td>子どもと過ごす時間が十分に作れない</td><td>26.2</td><td>10.6</td></tr> <tr><td>自分の自由な時間が持てない</td><td>18.8</td><td>14.1</td></tr> <tr><td>できない</td><td>17.2</td><td>14.7</td></tr> <tr><td>気持ちに余裕を持って子どもに接することができない</td><td>14.3</td><td>18.6</td></tr> <tr><td>子育てによる身体の疲れが大きい</td><td>14.3</td><td>18.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「第11回21世紀出生児縦断調査(2010年出生児)」2021年)</p>	項目	母が有職 (%)	母が無職 (%)	子育ての出費がかさむ	39.3	39.1	子どもと過ごす時間が十分に作れない	26.2	10.6	自分の自由な時間が持てない	18.8	14.1	できない	17.2	14.7	気持ちに余裕を持って子どもに接することができない	14.3	18.6	子育てによる身体の疲れが大きい	14.3	18.6														
項目	母が有職 (%)	母が無職 (%)																																																								
子育ての出費がかさむ	38.6	38.3																																																								
子どもと過ごす時間が十分に作れない	27.8	10.6																																																								
自分の自由な時間が持てない	25.9	24.3																																																								
できない	19.3	16.8																																																								
気持ちに余裕を持って子どもに接することができない	16.8	21.1																																																								
子育てによる身体の疲れが大きい	16.8	21.1																																																								
項目	母が有職 (%)	母が無職 (%)																																																								
子育ての出費がかさむ	39.3	39.1																																																								
子どもと過ごす時間が十分に作れない	26.2	10.6																																																								
自分の自由な時間が持てない	18.8	14.1																																																								
できない	17.2	14.7																																																								
気持ちに余裕を持って子どもに接することができない	14.3	18.6																																																								
子育てによる身体の疲れが大きい	14.3	18.6																																																								

訂正箇所 ページ 行	原文	訂正文																																										
58 側注①	<p>①くるみんマークは、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けた証である。また、プラチナくるみんマークは、くるみん認定企業のうち、さらに高い水準で両立支援の取り組みを行っているとして認定を受けた証である。認定企業は、厚生労働省のウェブサイトを確認できる。</p> 	<p>①「プラチナくるみん」「くるみん」「トライくるみん」マークは、いずれも子育てサポート企業として厚生労働省の認定を受けた証である。3種類の認定基準があり、「プラチナくるみん」が最も高い基準を満たしている。また不妊治療との両立についての「プラス認定」もある。認定企業は、厚生労働省のウェブサイトを確認できる。</p> 																																										
58 ②	<p>② 夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況</p>  <table border="1"> <caption>夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況 (2019年)</caption> <thead> <tr> <th>家事・育児時間</th> <th>出生あり (%)</th> <th>出生なし (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>75.8</td> <td>24.2</td> </tr> <tr> <td>家事・育児時間なし</td> <td>50.0</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>2時間未満</td> <td>72.5</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td>75.0</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>4時間以上6時間未満</td> <td>81.2</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>75.0</td> <td>25.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「第8回21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)」2019年)</p>	家事・育児時間	出生あり (%)	出生なし (%)	総数	75.8	24.2	家事・育児時間なし	50.0	50.0	2時間未満	72.5	27.5	2時間以上4時間未満	75.0	25.0	4時間以上6時間未満	81.2	18.8	6時間以上	75.0	25.0	<p>② 夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況</p>  <table border="1"> <caption>夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況 (2020年)</caption> <thead> <tr> <th>家事・育児時間</th> <th>出生あり (%)</th> <th>出生なし (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>81.0</td> <td>19.0</td> </tr> <tr> <td>家事・育児時間なし</td> <td>33.3</td> <td>66.7</td> </tr> <tr> <td>2時間未満</td> <td>74.1</td> <td>25.9</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td>82.5</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>4時間以上6時間未満</td> <td>80.9</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>83.4</td> <td>16.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「第9回21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)」2020年)</p>	家事・育児時間	出生あり (%)	出生なし (%)	総数	81.0	19.0	家事・育児時間なし	33.3	66.7	2時間未満	74.1	25.9	2時間以上4時間未満	82.5	17.5	4時間以上6時間未満	80.9	19.1	6時間以上	83.4	16.6
家事・育児時間	出生あり (%)	出生なし (%)																																										
総数	75.8	24.2																																										
家事・育児時間なし	50.0	50.0																																										
2時間未満	72.5	27.5																																										
2時間以上4時間未満	75.0	25.0																																										
4時間以上6時間未満	81.2	18.8																																										
6時間以上	75.0	25.0																																										
家事・育児時間	出生あり (%)	出生なし (%)																																										
総数	81.0	19.0																																										
家事・育児時間なし	33.3	66.7																																										
2時間未満	74.1	25.9																																										
2時間以上4時間未満	82.5	17.5																																										
4時間以上6時間未満	80.9	19.1																																										
6時間以上	83.4	16.6																																										
58 ③	<p>③ 進法(2003年～) を両立するための雇用環境の整備 き方の見直し</p>  <p>1.36</p> <p>19 '20 '25 (年)</p> <p>少子化社会対策大綱 (第4次：2020～2024年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「希望出生率1.8」の実現に向けた総合的な少子化対策 ●更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保 	<p>③ 進法(2003年～) を両立するための雇用環境の整備 き方の見直し</p>  <p>1.33</p> <p>19 '20 '25 (年)</p> <p>少子化社会対策大綱 (第4次：2020～2024年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「希望出生率1.8」の実現に向けた総合的な少子化対策 ●更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保 																																										

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文
59	<p data-bbox="168 188 201 215">④</p> <p data-bbox="235 199 560 226">④ 子どもの貧困率の国際比較</p>  <p data-bbox="235 561 743 635">(注) 2016年の値(日本は2018年, 中国は2011年) (OECD "Family Database", 厚生労働省「令和元(2019)年国民生活基礎調査」)</p>	<p data-bbox="1108 199 1433 226">④ 子どもの貧困率の国際比較</p>  <p data-bbox="1108 561 1617 635">(注) 2018年の値(スウェーデンは2019年, デンマークとアメリカは2017年, 中国は2011年) (OECD "Family Database")</p>
60	<p data-bbox="168 759 201 786">①</p> <p data-bbox="235 769 537 796">① 子どもの権利条約の内容</p> <p data-bbox="257 831 728 978">子どもの権利条約は、子どもに関わる全ての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮し、生存、発達、保護、参加という包括的権利を子どもに保障し、親には養育に対する第一<u>次</u>的責任を、国には保護者への援助と福祉施設・サービスの提供を義務付けている。</p> <p data-bbox="257 986 459 1013">① 生存権(生きる権利)</p> <p data-bbox="280 1018 728 1074">健康に生きるために、食料、医療、社会保障などを受ける権利。</p> <p data-bbox="257 1082 443 1109">② 発達権(育つ権利)</p> <p data-bbox="280 1114 683 1141">教育権、休養・遊ぶ権利、自分らしく育つ権利。</p> <p data-bbox="257 1149 683 1176">③ 虐待・放任・搾取からの保護(保護される権利)</p> <p data-bbox="280 1181 728 1297">身体的、精神的な暴力、侵害または放任、性的虐待を含む不当な取り扱い、搾取などから保護される権利。家庭環境を奪われた子が、国によって特別な保護および援助を受ける権利。</p> <p data-bbox="257 1305 459 1332">④ 意見表明権・参加権</p> <p data-bbox="280 1337 728 1425">その年齢および成熟に従い、自由な意見表明をする権利。情報の自由、思想・良心・宗教の自由、集会の自由への権利。</p>	<p data-bbox="1108 769 1411 796">① 子どもの権利条約の内容</p> <p data-bbox="1131 831 1601 978">子どもの権利条約は、子どもに関わる全ての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮し、生存、発達、保護、参加という包括的権利を子どもに保障し、親には養育に対する第一<u>義</u>的責任を、国には保護者への援助と福祉施設・サービスの提供を義務付けている。</p> <p data-bbox="1131 986 1332 1013">① 生存権(生きる権利)</p> <p data-bbox="1153 1018 1601 1074">健康に生きるために、食料、医療、社会保障などを受ける権利。</p> <p data-bbox="1131 1082 1317 1109">② 発達権(育つ権利)</p> <p data-bbox="1153 1114 1556 1141">教育権、休養・遊ぶ権利、自分らしく育つ権利。</p> <p data-bbox="1131 1149 1556 1176">③ 虐待・放任・搾取からの保護(保護される権利)</p> <p data-bbox="1153 1181 1601 1297">身体的、精神的な暴力、侵害または放任、性的虐待を含む不当な取り扱い、搾取などから保護される権利。家庭環境を奪われた子が、国によって特別な保護および援助を受ける権利。</p> <p data-bbox="1131 1305 1332 1332">④ 意見表明権・参加権</p> <p data-bbox="1153 1337 1601 1425">その年齢および成熟に従い、自由な意見表明をする権利。情報の自由、思想・良心・宗教の自由、集会の自由への権利。</p>

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文
60	<p data-bbox="168 188 201 215">⑤</p> <p data-bbox="235 199 571 231">⑤ 児童虐待の現状 (2019年度)</p> <div data-bbox="235 236 974 582"> <p data-bbox="235 236 974 295">1. 児童虐待の種類と 2. 虐待者の続柄 (%) 3. 子どもの年齢 (%) 割合 (%)</p> </div> <p data-bbox="705 614 862 638">(厚生労働省資料)</p> <div data-bbox="235 646 862 1013"> <p data-bbox="235 646 862 678">4. 児童虐待相談対応件数の推移 (児童相談所における件数)</p> <p data-bbox="235 686 862 710">(件)</p> <p data-bbox="638 981 862 1005">*福島県を除く。(年度)</p> </div>	<p data-bbox="1120 199 1456 231">⑤ 児童虐待の現状 (2020年度)</p> <div data-bbox="1120 236 1859 582"> <p data-bbox="1120 236 1859 295">1. 児童虐待の種類と 2. 虐待者の続柄 (%) 3. 子どもの年齢 (%) 割合 (%)</p> </div> <p data-bbox="1579 614 1736 638">(厚生労働省資料)</p> <div data-bbox="1120 646 1747 1013"> <p data-bbox="1120 646 1747 678">4. 児童虐待相談対応件数の推移 (児童相談所における件数)</p> <p data-bbox="1120 686 1747 710">(件)</p> <p data-bbox="1534 981 1747 1005">*福島県を除く。(年度)</p> </div>

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
65	②	<p>② 人口構造の推移と見通し (%)</p> <p>(総務省「国勢調査」「人口推計」, 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より作成)</p>	<p>② 人口構造の推移と見通し (%)</p> <p>(総務省「国勢調査」「人口推計」, 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より作成)</p>
65	③	<p>③ 主要国の65歳以上人口割合の推移</p> <p>(注) 2015年(日本は2020年)以降は推計値 (内閣府「高齢社会白書」2020年)</p>	<p>③ 主要国の65歳以上人口割合の推移</p> <p>(注) 2015年(日本は2020年)以降は推計値 (内閣府「高齢社会白書」2021年)</p>

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
68	②	<p>② 平均寿命と健康寿命の比較 (2016年)</p> <p>男性 平均寿命 80.98 健康寿命 72.14 8.84年</p> <p>女性 平均寿命 87.14 健康寿命 74.79 12.35年</p> <p>(内閣府「高齢社会白書」2020年)</p>	<p>② 平均寿命と健康寿命の比較 (2016年)</p> <p>男性 平均寿命 80.98 健康寿命 72.14 8.84年</p> <p>女性 平均寿命 87.14 健康寿命 74.79 12.35年</p> <p>(内閣府「高齢社会白書」2021年)</p>
68	③	<p>③ 収入を伴う仕事を何歳くらいまでしたいか</p> <p>仕事をしたいと思わない 0.8</p> <p>働けるうちはいつまでも 36.7</p> <p>80歳 7.6</p> <p>75歳 19.3</p> <p>70歳 23.4</p> <p>65歳 11.6</p> <p>不明・無回答 0.6</p> <p>87.0%</p> <p>調査対象：全国60歳以上の男女で現在仕事をしている者 (内閣府「高齢社会白書」2020年)</p>	<p>③ 収入を伴う仕事を何歳くらいまでしたいか</p> <p>仕事をしたいと思わない 0.8</p> <p>働けるうちはいつまでも 36.7</p> <p>80歳 7.6</p> <p>75歳 19.3</p> <p>70歳 23.4</p> <p>65歳 11.6</p> <p>不明・無回答 0.6</p> <p>87.0%</p> <p>調査対象：全国60歳以上の男女で現在仕事をしている者 (内閣府「高齢社会白書」2021年)</p>
69	側注①	<p>① 国民年金は年額780,900円である (2021年度, 老齢基礎年金満額の場合)。我が国は「国民皆年金」であり, 強制加入や世代間扶養の仕組みが特徴である。基礎年金の国庫負担割合は1/2である。</p>	<p>① 国民年金は年額777,792円である (2022年度, 老齢基礎年金満額の場合)。我が国は「国民皆年金」であり, 強制加入や世代間扶養の仕組みが特徴である。基礎年金の国庫負担割合は1/2である。</p>
69	側注②	<p>② 厚生年金に加入するのは正社員だけでなく, 正社員の労働時間・労働日数の約^{削除}3/4以上働いていれば, 非正社員も加入することになっている (臨時や季節的業務は除く)。加入手続きは事業所が行う。</p>	<p>② 厚生年金に加入するのは正社員だけでなく, 正社員の労働時間・労働日数の3/4以上働いていれば, 非正社員も加入することになっている (臨時や季節的業務は除く)。加入手続きは事業所が行う。</p>

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
72	②	<p>② 認知症サポーター</p> <p>認知症への正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けできる「認知症サポーター」の養成講座が、全国で開催されている。認知症サポーターは、全国で約1,295万人(2021年)で、10代はそのうち約26%を占める。</p>	<p>② 認知症サポーター</p> <p>認知症への正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けできる「認知症サポーター」の養成講座が、全国で開催されている。認知症サポーターは、全国で約1,359万人(2022年)で、10代はそのうち約27%を占める。</p>
74	側注④	<p>④ 高齢者人口割合が最も高いのは群馬県南牧村(60.5%)、総人口1,979人、最も低いのは東京都小笠原村(12.7%)、総人口3,022人)である(総務省「平成27(2015)年国勢調査」)。</p>	<p>④ 高齢者人口割合が最も高いのは群馬県南牧村(65.2%)、総人口1,611人、最も低いのは福島県大熊町(10.3%)、総人口847人)である(総務省「令和2(2020)年国勢調査」)。</p>
74	②	<p>② 虐待を受けている高齢者の状況(養護者による虐待)</p> <p>日本では、2006年に高齢者虐待防止法が施行され、高齢者本人だけでなく介助・介護を担う者の状況を理解し、支援することが重視されている。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>1. 虐待を受けている高齢者の性別</p> <p>2. 虐待者との同居・別居</p> <p>3. 虐待者の続柄</p> <p>4. 虐待の種類(複数回答)</p> <p>(注) 総件数17,427件に対する割合 (厚生労働省「令和元(2019)年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」)</p> </div>	<p>② 虐待を受けている高齢者の状況(養護者による虐待)</p> <p>日本では、2006年に高齢者虐待防止法が施行され、高齢者本人だけでなく介助・介護を担う者の状況を理解し、支援することが重視されている。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>1. 虐待を受けている高齢者の性別</p> <p>2. 虐待者との同居・別居</p> <p>3. 虐待者の続柄</p> <p>4. 虐待の種類(複数回答)</p> <p>(注) 総件数17,778件に対する割合 (厚生労働省「令和2(2020)年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」)</p> </div>

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
80	Column	<p>1人の高齢世代を支える現役世代の比率</p> <p>(内閣府「高齢社会白書」2020年より作成)</p>	<p>1人の高齢世代を支える現役世代の比率</p> <p>(内閣府「高齢社会白書」2021年より作成)</p>
80	②	<p>削除</p> <p>② 公的年金制度の体系 (厚生労働省「厚生労働白書」2018年より作成)</p> <p>国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての者が加入する。保険料は定額、給付は加入期間が10年以上の人のみで、給付額は加入月数に比例する。収入のない学生でも加入するが、在学中の保険料納付を猶予する学生納付特例制度がある。</p>	<p>② 年金制度の体系 (厚生労働省「厚生労働白書」2021年より作成)</p> <p>国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての者が加入する。保険料は定額、給付は加入期間が10年以上の人のみで、給付額は加入月数に比例する。収入のない学生でも加入するが、在学中の保険料納付を猶予する学生納付特例制度がある。</p>
81	③	<p>③ 国民負担率*1の国際比較</p> <p>国民所得比</p> <p>潜在的な国民負担率</p> <p>*1 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率 *2 潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比 (財務省資料)</p>	<p>③ 国民負担率*1の国際比較</p> <p>国民所得比</p> <p>潜在的な国民負担率</p> <p>*1 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率 *2 潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比 (財務省資料)</p>

訂正箇所		原文	訂正文																																																																
ページ	行																																																																		
82	①	<p>1960年制定。障がい者が一人の労働者としてその能力を発揮できるよう、一定割合(法定雇用率)以上で障がい者を雇用することを全ての事業者に義務付け、その雇用促進のための助成や障がい者のための職業訓練について定めている。2018年改正では法定雇用率が引き上げられ、精神障がい者も法定雇用率の対象となった。</p>	<p>1960年制定。障がい者が一人の労働者として能力を発揮できるよう、一定割合(法定雇用率)以上で障がい者(精神障がい者を含む)を雇用することを全事業者に義務付け、雇用促進のための助成や障がい者の職業訓練について定めている。国や地方公共団体はこの法律に基づき障害者活躍推進計画を作成し、率先して雇用に努める責務がある。</p>																																																																
89	17-19	<p>調理して食べる^{ないしょく①}内食の比率が減り、調理済み食品、持ち帰り弁当などを家で食べる^{なかしょく②}中食や、飲食店で食べる^{がいしょく③}外食の利用が増加して、^{しょくがいぶか}食の外部化・簡便化が進んでいる。</p>	<p>調理して食べる^{ないしょく①}内食に加え、調理済み食品、持ち帰り弁当などを家で食べる^{なかしょく②}中食や、飲食店で食べる^{がいしょく③}外食も利用されており、^{しょく}食の外部化・簡便化が進んでいる。</p>																																																																
89	⑥	<p>⑥ 外食率と食の外部化率の推移</p> <table border="1"> <caption>食の外部化率と食の中食率の推移 (1975-2019)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>食の外部化率 (%)</th> <th>外食率 (%)</th> <th>食の中食率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1975</td><td>28.4</td><td>27.8</td><td>44.8</td></tr> <tr><td>'85</td><td>35.4</td><td>33.5</td><td>41.1</td></tr> <tr><td>'95</td><td>41.6</td><td>37.3</td><td>38.1</td></tr> <tr><td>2005</td><td>44.5</td><td>36.3</td><td>36.2</td></tr> <tr><td>'10</td><td>43.2</td><td>34.8</td><td>36.0</td></tr> <tr><td>'15</td><td>43.3</td><td>34.4</td><td>35.3</td></tr> <tr><td>'19(年)</td><td>43.1</td><td>33.7</td><td>33.7</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 外食率：食料消費支出に占める外食の割合 食の外部化率：外食率に中食の支出割合を加えたもの (公財)食の安全・安心財団資料</p>	年	食の外部化率 (%)	外食率 (%)	食の中食率 (%)	1975	28.4	27.8	44.8	'85	35.4	33.5	41.1	'95	41.6	37.3	38.1	2005	44.5	36.3	36.2	'10	43.2	34.8	36.0	'15	43.3	34.4	35.3	'19(年)	43.1	33.7	33.7	<p>⑥ 外食率と食の外部化率の推移</p> <table border="1"> <caption>食の外部化率と食の中食率の推移 (1975-2020)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>食の外部化率 (%)</th> <th>外食率 (%)</th> <th>食の中食率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1975</td><td>28.4</td><td>27.8</td><td>44.8</td></tr> <tr><td>'85</td><td>35.4</td><td>33.5</td><td>41.1</td></tr> <tr><td>'95</td><td>41.6</td><td>37.3</td><td>38.1</td></tr> <tr><td>2005</td><td>44.5</td><td>36.3</td><td>36.2</td></tr> <tr><td>'10</td><td>43.2</td><td>34.8</td><td>36.0</td></tr> <tr><td>'15</td><td>43.3</td><td>34.4</td><td>35.3</td></tr> <tr><td>'19'20(年)</td><td>43.3</td><td>26.0</td><td>26.0</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 外食率：食料消費支出に占める外食の割合 食の外部化率：外食率に中食の支出割合を加えたもの (公財)食の安全・安心財団資料</p>	年	食の外部化率 (%)	外食率 (%)	食の中食率 (%)	1975	28.4	27.8	44.8	'85	35.4	33.5	41.1	'95	41.6	37.3	38.1	2005	44.5	36.3	36.2	'10	43.2	34.8	36.0	'15	43.3	34.4	35.3	'19'20(年)	43.3	26.0	26.0
年	食の外部化率 (%)	外食率 (%)	食の中食率 (%)																																																																
1975	28.4	27.8	44.8																																																																
'85	35.4	33.5	41.1																																																																
'95	41.6	37.3	38.1																																																																
2005	44.5	36.3	36.2																																																																
'10	43.2	34.8	36.0																																																																
'15	43.3	34.4	35.3																																																																
'19(年)	43.1	33.7	33.7																																																																
年	食の外部化率 (%)	外食率 (%)	食の中食率 (%)																																																																
1975	28.4	27.8	44.8																																																																
'85	35.4	33.5	41.1																																																																
'95	41.6	37.3	38.1																																																																
2005	44.5	36.3	36.2																																																																
'10	43.2	34.8	36.0																																																																
'15	43.3	34.4	35.3																																																																
'19'20(年)	43.3	26.0	26.0																																																																
89	⑦	<p>⑦ 日本のPFC供給熱量比率の推移 (%)</p> <p>P:たんぱく質 (Protein) F:脂質 (Fat) C:炭水化物 (Carbohydrate)</p> <table border="1"> <caption>日本のPFC供給熱量比率の推移 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>C (%)</th> <th>F (%)</th> <th>P (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1965年</td><td>71.6</td><td>16.2</td><td>12.2</td></tr> <tr><td>1995年</td><td>58.7</td><td>28.0</td><td>13.3</td></tr> <tr><td>2019年</td><td>56.8</td><td>30.3</td><td>12.9</td></tr> </tbody> </table> <p>エネルギー比率で表している。 (農林水産省「食料需給表」)</p>	年	C (%)	F (%)	P (%)	1965年	71.6	16.2	12.2	1995年	58.7	28.0	13.3	2019年	56.8	30.3	12.9	<p>⑦ 日本のPFC供給熱量比率の推移 (%)</p> <p>P:たんぱく質 (Protein) F:脂質 (Fat) C:炭水化物 (Carbohydrate)</p> <table border="1"> <caption>日本のPFC供給熱量比率の推移 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>C (%)</th> <th>F (%)</th> <th>P (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1965年</td><td>71.6</td><td>16.2</td><td>12.2</td></tr> <tr><td>1995年</td><td>58.7</td><td>28.0</td><td>13.3</td></tr> <tr><td>2020年</td><td>53.8</td><td>32.5</td><td>13.7</td></tr> </tbody> </table> <p>エネルギー比率で表している。 (農林水産省「食料需給表」)</p>	年	C (%)	F (%)	P (%)	1965年	71.6	16.2	12.2	1995年	58.7	28.0	13.3	2020年	53.8	32.5	13.7																																
年	C (%)	F (%)	P (%)																																																																
1965年	71.6	16.2	12.2																																																																
1995年	58.7	28.0	13.3																																																																
2019年	56.8	30.3	12.9																																																																
年	C (%)	F (%)	P (%)																																																																
1965年	71.6	16.2	12.2																																																																
1995年	58.7	28.0	13.3																																																																
2020年	53.8	32.5	13.7																																																																

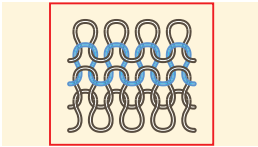
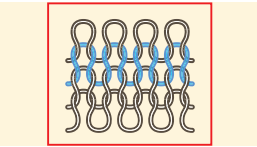
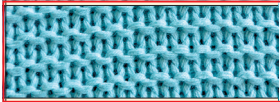
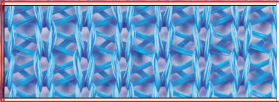
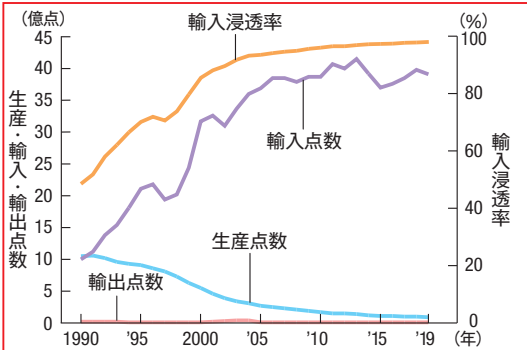
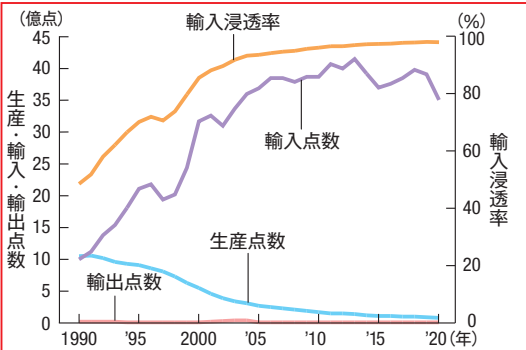
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
94	③	<p>・リノール酸^{めんじゅうめ}(18) (綿実油, だいち油, グレーブシード油, 米ぬか油など)</p>	<p>・リノール酸^{めんじゅうめ}(18) (綿実油, だいち油, グレーブシード油, <u>とうもろこし油</u>など)</p>
103	④	 <p>JHFA マーク</p>	 <p>JHFA マーク</p>
104	14-15	<p>菌性食中毒が発生しやすく (2020年^{削除}度): 全食中毒発生件数887件中273件), 家庭での発生件数も多い (2020年^{削除}度): 887件中166</p>	<p>菌性食中毒が発生しやすく (2021年: 全食中毒発生件数717件中230件), 家庭での発生件数も多い (2021年: 717件中106件)。</p>
105	⑤	<p>⑤ 遺伝子組み換え食品に関する表示</p> <p>遺伝子組み換え表示の対象となる農産物は、日本では、じゃがいも、だいち、とうもろこし、てんさい、綿実、なたねなど。加工食品の場合、原材料に占める重量の割合が上位3品目に入っており、かつ5%以上の場合に表示義務がある。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>●「卵、乳、小麦、大豆、鶏肉、豚肉、りんご」の成分を含んだ原材料を使用しています。</p> <p>●同じ生産工程で「えび、かに、落花生、いか、オレシジ、牛肉、くるみ、ごま、さげ、バナナ、もも、ゼラチン」を含んだ食品を扱っています。</p> <p>●ウイナナーソーセージ(大豆): 遺伝子組換え不分別 (遺伝子組換え大豆が含まれる可能性があります。)</p> <p>●ウイナナーソーセージ(ほれいしよ、とうもろこし): マスタード入り半固体状ドレッシング(ほれいしよ): 加工油脂(大豆)遺伝子組換えではありません。</p> </div>	<p>⑤ 遺伝子組み換え食品に関する表示</p> <p>遺伝子組み換え表示の対象となる農産物は、日本では、じゃがいも、だいち、とうもろこし、てんさい、綿実、なたねなど。加工食品の場合、原材料に占める重量の割合が上位3品目に入っており、かつ5%以上の場合に表示義務がある。従来は5%以下の混入なら任意で「遺伝子組み換えでない」旨を表示することが可能だったが、食品表示基準改正により2023年4月からは、混入がない場合にしか表示が認められなくなった。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>●「卵、乳、小麦、大豆、鶏肉、豚肉、りんご」の成分を含んだ原材料を使用しています。</p> <p>●同じ生産工程で「えび、かに、落花生、いか、オレシジ、牛肉、くるみ、ごま、さげ、バナナ、もも、ゼラチン」を含んだ食品を扱っています。</p> <p>●ウイナナーソーセージ(大豆): 遺伝子組換え不分別 (遺伝子組換え大豆が含まれる可能性があります。)</p> <p>●ウイナナーソーセージ(ほれいしよ、とうもろこし): マスタード入り半固体状ドレッシング(ほれいしよ): 加工油脂(大豆)遺伝子組換えではありません。</p> </div>
109	⑤	 <p>果物(200)</p>	 <p>果物(200)</p>
128	6-7	<p>日本の^{しょくりょう じきゅうりつ}食料自給率は、1965年度の73%から2019年度には38%まで減少し、<u>先進諸国の中で最も低い</u>。食料自給率低下の</p>	<p>日本の^{しょくりょう じきゅうりつ}食料自給率は、1965年度の73%から2020年度には37%まで減少している。食料自給率低下の要因は、経済成長に</p>

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
128	①	<p>① 日本の食料自給率</p> <p>(農林水産省「食料需給表」)</p>	<p>① 日本の食料自給率</p> <p>(農林水産省「食料需給表」)</p>
130	4-8 ①	<p>2,531万トン（2018年推計）の「食品由来の廃棄物等」がある。それらの中で、食べられるのに廃棄されている食品を食品ロス^{しよくひん}という。日本の食品ロスは、食品関連事業者のほうが一般家庭よりやや多く、年間約600万トンと推定され、世界全体の食料援助量の約1.5倍にあたる。現在、食品ロスを削減するために、食品業</p> <p>① 食品ロス</p> <p>世界の食料援助量 約390万トン</p> <p>日本の食品ロス 約600万トン</p> <p>約1.5倍</p> <p>※国際連合世界食糧計画 2018年発表数値</p> <p>※農林水産省 2018年度発表数値</p>	<p>2,510万トン（2019年度推計）の「食品由来の廃棄物等」がある。それらの中で、食べられるのに廃棄されている食品を食品ロス^{しよくひん}という。日本の食品ロスは、食品関連事業者のほうが一般家庭よりやや多く、年間約570万トンと推定され、世界全体の食料援助量の約1.4倍にあたる。現在、食品ロスを削減するために、食品業</p> <p>① 食品ロス</p> <p>世界の食料援助量 約420万トン</p> <p>日本の食品ロス 約570万トン</p> <p>約1.4倍</p> <p>※国際連合世界食糧計画 2019年実績</p> <p>※農林水産省 2019年度推計</p>

訂正箇所		原文	訂正文														
ページ	行																
131	側注①	<p>①食育基本法における「食育」の範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 心身の健康の<u>推進</u>と豊かな人間形成 食に関する感謝の念と理解 伝統的な食文化，環境と調和した生産等への<u>配慮</u> 農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 食品の安全性の確保 	<p>①食育基本法における「食育」の範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 心身の健康の<u>増進</u>と豊かな人間形成 食に関する感謝の念と理解 伝統的な食文化，環境と調和した生産等への<u>配慮</u> 農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 食品の安全性の確保 														
141	④	<p>組成表示(家庭用品品質表示法)</p> <p>●混用率表示 ●分離表示 ●指定用語がない場合</p> <table border="1"> <tr> <td>羊毛 50%</td> <td>表地 羊毛 80%</td> <td rowspan="3">指定外繊維 (繊維の名称または 商標)</td> </tr> <tr> <td>アクリル 30%</td> <td>ナイロン 20%</td> </tr> <tr> <td>ナイロン 20%</td> <td>裏地 キュブラ 100%</td> </tr> </table> <p>(注)混用率で多い順に表示する。</p>	羊毛 50%	表地 羊毛 80%	指定外繊維 (繊維の名称または 商標)	アクリル 30%	ナイロン 20%	ナイロン 20%	裏地 キュブラ 100%	<p>組成表示(家庭用品品質表示法)</p> <p>●全体表示 ●分離表示 ●指定用語がない場合</p> <table border="1"> <tr> <td>羊毛 50%</td> <td>表地 羊毛 80%</td> <td rowspan="3">植物繊維 (繊維の名称または 商標)</td> </tr> <tr> <td>アクリル 30%</td> <td>ナイロン 20%</td> </tr> <tr> <td>ナイロン 20%</td> <td>裏地 キュブラ 100%</td> </tr> </table> <p>(注)混用率で多い順に表示する。</p>	羊毛 50%	表地 羊毛 80%	植物繊維 (繊維の名称または 商標)	アクリル 30%	ナイロン 20%	ナイロン 20%	裏地 キュブラ 100%
羊毛 50%	表地 羊毛 80%	指定外繊維 (繊維の名称または 商標)															
アクリル 30%	ナイロン 20%																
ナイロン 20%	裏地 キュブラ 100%																
羊毛 50%	表地 羊毛 80%	植物繊維 (繊維の名称または 商標)															
アクリル 30%	ナイロン 20%																
ナイロン 20%	裏地 キュブラ 100%																

訂正箇所		原文
ページ	行	
142	脚注	<p>人類初の化学繊維 ナイロンは絹のような光沢を持ち、絹より強い繊維として、1953年に「鋼鉄よりも強く、クモの糸より細い」というキャッチフレーズで開発された合成繊維である。美しい光沢と強さと伸びを併せ持ち、ストッキングの素材として利用された。</p> <p style="color: red; font-size: small;">削除</p>

訂正箇所		訂 正 文
ページ	行	
		<p>人類初の化学繊維 ナイロンは絹のような光沢を持ち、絹より強い合成繊維として、1935年に「鋼鉄よりも強く、クモの糸より細い」というキャッチフレーズで開発された。美しい光沢と強さと伸びを併せ持ち、⁸⁵ストッキングの素材として⁵⁴利用された。</p>

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文
144 ①		
144 ①		
158 6	<p>内に出回る衣類点数は、海外製品が<u>98%</u>を超えており、日本国^①</p>	<p>内に出回る衣類点数は、海外製品が<u>97%</u>を超えており、日本国^①</p>
158 12-13	<p>輸入先としては中国が圧倒的に多く、ベトナム、<u>バングラデシュ</u>、<u>カンボジア</u>などのアジア諸国が続き、衣類の種類別輸入先^②</p>	<p>輸入先としては中国が圧倒的に多く、ベトナム、<u>カンボジア</u>、<u>バングラデシュ</u>などのアジア諸国が続き、衣類の種類別輸入先と^②</p>
158 ①	<p>① 日本の衣類の輸入浸透率* (数量ベース)</p>  <p>*国内に出回る衣類のうち、輸入品が占める割合をいう。 国内供給点数=生産点数+輸入点数-輸出点数 輸入浸透率(%)=輸入点数÷国内供給点数×100 (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2021」)</p>	<p>① 日本の衣類の輸入浸透率* (数量ベース)</p>  <p>*国内に出回る衣類のうち、輸入品が占める割合をいう。 国内供給点数=生産点数+輸入点数-輸出点数 輸入浸透率(%)=輸入点数÷国内供給点数×100 (日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2022」)</p>

訂正箇所		原文	訂正文
ページ	行		
158	②	<p>② 衣料品の輸入国別割合 (金額ベース)</p> <p>2019年 (%)</p> <p>(日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2021」)</p>	<p>② 衣料品の輸入国別割合 (金額ベース)</p> <p>2020年 (%)</p> <p>(日本化学繊維協会「繊維ハンドブック2022」)</p>
158	③	<p>③ 日本の主要繊維生産量の推移</p> <p>(日本化学繊維協会「繊維ハンドブック」)</p>	<p>③ 日本の主要繊維生産量の推移</p> <p>(日本化学繊維協会「繊維ハンドブック」)</p>



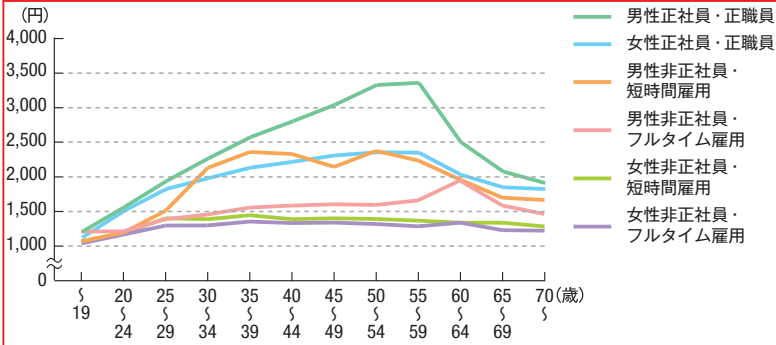
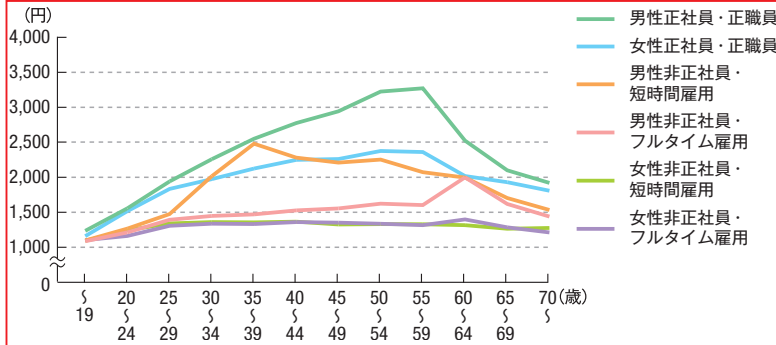
訂正箇所	原 文	
ページ	行	
168	脚注	<p>マイホームの価格 住宅取得費は、新築・中古、戸建住宅・集合住宅、都市部・地方などの条件や買う時期で異なる。例えばマンションの購入価格は、全国平均<u>4,521</u>万円、東京都<u>5,464</u>万円、佐賀県<u>2,180</u>万円である（<u>2019</u>年度フラット35利用者、住宅金融支援機構調べ）。</p>

訂正箇所		訂 正 文
ページ	行	
		<p>マイホームの価格 住宅取得費は、新築・中古、戸建住宅・集合住宅、都市部・地方などの条件や買う時期で異なる。例えばマンションの購入価格は、全国平均<u>4,545万円</u>、東京都<u>5,392万円</u>、<u>宮崎県2,780万円</u>である（<u>2020</u>年度フラット35利用者、住宅金融支援機構調べ）。</p>



訂正箇所		原文	訂正文																																																																																
ページ	行																																																																																		
171	⑥	<p>⑥ 家庭内における不慮の事故死者数割合 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢(歳)</th> <th>0~4</th> <th>5~14</th> <th>15~64</th> <th>65~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒息</td> <td>79.4</td> <td>18.2</td> <td>21.3</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>溺死・溺水</td> <td>14.4</td> <td>36.4</td> <td>20.1</td> <td>44.3</td> </tr> <tr> <td>転倒・転落・墜落</td> <td>3.1</td> <td>39.3</td> <td>17.3</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>煙・火・火災</td> <td>0</td> <td>6.1</td> <td>12.1</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>中毒</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13.4</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.1</td> <td>0</td> <td>15.8</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>総数(人)</td> <td>97</td> <td>33</td> <td>1,673</td> <td>11,987</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「令和元(2019)年人口動態統計」)</p>	年齢(歳)	0~4	5~14	15~64	65~	窒息	79.4	18.2	21.3	22.9	溺死・溺水	14.4	36.4	20.1	44.3	転倒・転落・墜落	3.1	39.3	17.3	17.4	煙・火・火災	0	6.1	12.1	5.0	中毒	0	0	13.4	0.8	その他	3.1	0	15.8	9.6	総数(人)	97	33	1,673	11,987	<p>⑥ 家庭内における不慮の事故死者数割合 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢(歳)</th> <th>0~4</th> <th>5~14</th> <th>15~64</th> <th>65~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒息</td> <td>71.2</td> <td>9.4</td> <td>21.9</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>溺死・溺水</td> <td>13.7</td> <td>37.4</td> <td>21.2</td> <td>42.5</td> </tr> <tr> <td>転倒・転落・墜落</td> <td>6.8</td> <td>18.8</td> <td>18.2</td> <td>17.6</td> </tr> <tr> <td>煙・火・火災</td> <td>4.1</td> <td>31.3</td> <td>10.3</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>中毒</td> <td>0</td> <td>3.1</td> <td>12.0</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4.2</td> <td>0</td> <td>16.4</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>総数(人)</td> <td>73</td> <td>32</td> <td>1,630</td> <td>11,966</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「令和2(2020)年人口動態統計」)</p>	年齢(歳)	0~4	5~14	15~64	65~	窒息	71.2	9.4	21.9	23.5	溺死・溺水	13.7	37.4	21.2	42.5	転倒・転落・墜落	6.8	18.8	18.2	17.6	煙・火・火災	4.1	31.3	10.3	4.5	中毒	0	3.1	12.0	0.7	その他	4.2	0	16.4	11.2	総数(人)	73	32	1,630	11,966
年齢(歳)	0~4	5~14	15~64	65~																																																																															
窒息	79.4	18.2	21.3	22.9																																																																															
溺死・溺水	14.4	36.4	20.1	44.3																																																																															
転倒・転落・墜落	3.1	39.3	17.3	17.4																																																																															
煙・火・火災	0	6.1	12.1	5.0																																																																															
中毒	0	0	13.4	0.8																																																																															
その他	3.1	0	15.8	9.6																																																																															
総数(人)	97	33	1,673	11,987																																																																															
年齢(歳)	0~4	5~14	15~64	65~																																																																															
窒息	71.2	9.4	21.9	23.5																																																																															
溺死・溺水	13.7	37.4	21.2	42.5																																																																															
転倒・転落・墜落	6.8	18.8	18.2	17.6																																																																															
煙・火・火災	4.1	31.3	10.3	4.5																																																																															
中毒	0	3.1	12.0	0.7																																																																															
その他	4.2	0	16.4	11.2																																																																															
総数(人)	73	32	1,630	11,966																																																																															
176	22	<p>ほんほう 本法が施行され、これに基づきおおむね10年ごとに見直すとさ</p>	<p>ほんほう 本法が施行され、これに基づきおおむね5年ごとに見直すとされ</p>																																																																																
176	①	<p>① 一人あたり住宅床面積の国際比較 (壁芯換算値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国/地域</th> <th>年</th> <th>床面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ</td> <td>'17</td> <td>61.2</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>'10</td> <td>46.1</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>'13</td> <td>44.3</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>'17</td> <td>37.6</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>'18</td> <td>40.2</td> </tr> <tr> <td>関東大都市圏</td> <td>'18</td> <td>35.3</td> </tr> <tr> <td>関東大都市圏(借家)</td> <td>'18</td> <td>25.4</td> </tr> </tbody> </table>	国/地域	年	床面積 (m ²)	アメリカ	'17	61.2	ドイツ	'10	46.1	フランス	'13	44.3	イギリス	'17	37.6	日本	'18	40.2	関東大都市圏	'18	35.3	関東大都市圏(借家)	'18	25.4	<p>① 一人あたり住宅床面積の国際比較 (壁芯換算値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国/地域</th> <th>年</th> <th>床面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ</td> <td>'19</td> <td>61.1</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>'20</td> <td>50.4</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>'13</td> <td>44.3</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>'19</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>'18</td> <td>40.2</td> </tr> <tr> <td>関東大都市圏</td> <td>'18</td> <td>35.3</td> </tr> <tr> <td>関東大都市圏(借家)</td> <td>'18</td> <td>25.4</td> </tr> </tbody> </table>	国/地域	年	床面積 (m ²)	アメリカ	'19	61.1	ドイツ	'20	50.4	フランス	'13	44.3	イギリス	'19	40.0	日本	'18	40.2	関東大都市圏	'18	35.3	関東大都市圏(借家)	'18	25.4																																
国/地域	年	床面積 (m ²)																																																																																	
アメリカ	'17	61.2																																																																																	
ドイツ	'10	46.1																																																																																	
フランス	'13	44.3																																																																																	
イギリス	'17	37.6																																																																																	
日本	'18	40.2																																																																																	
関東大都市圏	'18	35.3																																																																																	
関東大都市圏(借家)	'18	25.4																																																																																	
国/地域	年	床面積 (m ²)																																																																																	
アメリカ	'19	61.1																																																																																	
ドイツ	'20	50.4																																																																																	
フランス	'13	44.3																																																																																	
イギリス	'19	40.0																																																																																	
日本	'18	40.2																																																																																	
関東大都市圏	'18	35.3																																																																																	
関東大都市圏(借家)	'18	25.4																																																																																	

訂正箇所		原文	訂正文																				
ページ	行																						
176	②	<p>② 人口千人あたりの新設住宅着工戸数</p> <p>(戸/千人)</p> <table border="1"> <caption>人口千人あたりの新設住宅着工戸数 (2020年)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>着工戸数 (戸/千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>2.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(①②: 国土交通省「令和2(2020)年度住宅経済関連データ」)</p>	国	着工戸数 (戸/千人)	日本	7.5	アメリカ	6.4	フランス	3.8	イギリス	2.9	<p>② 人口千人あたりの新設住宅着工戸数</p> <p>(戸/千人)</p> <table border="1"> <caption>人口千人あたりの新設住宅着工戸数 (2019年)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>着工戸数 (戸/千人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(①②: 国土交通省「住宅経済関連データ」)</p>	国	着工戸数 (戸/千人)	日本	7.2	アメリカ	6.2	フランス	3.9	イギリス	3.0
国	着工戸数 (戸/千人)																						
日本	7.5																						
アメリカ	6.4																						
フランス	3.8																						
イギリス	2.9																						
国	着工戸数 (戸/千人)																						
日本	7.2																						
アメリカ	6.2																						
フランス	3.9																						
イギリス	3.0																						
176	④	<p>④ 住生活基本計画(全国計画)(2016年度～2025年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新 急増する空き家の活用・除去の推進 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長 住宅地の魅力の維持・向上 <p>(国土交通省「国土交通白書2018」)</p>	<p>④ 住生活基本計画(全国計画)(2021年度～2030年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保 子どもを産み育てやすい住まいの実現 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展 <p>(国土交通省「国土交通白書2021」)</p>																				

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
178	①	<p>① 発電電力量に占める再生可能エネルギーの比較 (発電電力量に占める割合)</p> <p>(%)</p> <p>100 80 60 40 20 0</p> <p>原子力 天然ガス 石油 その他 石炭 水力 再エネ (水力除く)</p> <p>フランス イタリア アメリカ カナダ 中国 日本</p> <p>(資源エネルギー庁「日本のエネルギー2020」)</p>	<p>① 発電電力量に占める再生可能エネルギーの比較 (発電電力量に占める割合)</p> <p>(%)</p> <p>100 80 60 40 20 0</p> <p>原子力 天然ガス 石油 その他 石炭 水力 再エネ (水力除く)</p> <p>フランス イタリア アメリカ カナダ 中国 日本</p> <p>(資源エネルギー庁「日本のエネルギー2021」)</p>
184	①	<p>① 商品やサービスを選ぶときに意識すること</p> <p>価格 機能 安全性 評判 接客態度 苦情や要望に対する対応 広告 ブランドイメージ 特典(ポイントカード、景品等) 商品やサービスが環境に及ぼす影響 経営方針や理念、社会貢献活動</p> <p>全体 10代後半</p> <p>0 20 40 60 80 100(%)</p> <p>(注)「常に意識する」「よく意識する」の合計。 (消費者庁「消費者白書」2018年)</p>	<p>① 商品やサービスを購入する際に重視すること</p> <p>品質・性能のよさ 価格の安さ 見た目・デザイン コストパフォーマンス(費用対効果) 口コミや評価 使い慣れた商品・サービスであること 新品であること(中古品でない) アフターサービスや補償の充実 有名ブランド・メーカーであること 流行や話題性 環境問題・社会課題の解決への貢献 周りの人と違う／個人的であること</p> <p>全体 10代後半</p> <p>0 20 40 60 80 100(%)</p> <p>(注)「とても重視している」「ある程度重視している」の合計。 (消費者庁「消費者意識基本調査」2021年)</p>

訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
189	⑥	<p>⑥ ジャドママーク</p> 	<p>⑥ ジャドママーク</p> 
190	TRY	(国民生活センター「2021年版 くらしの豆知識」より作成)	(国民生活センター「2022年版 くらしの豆知識」より作成)
193	④	<p>④ 賃金の年齢カーブ(男女・雇用形態別, 時給)</p>  <p>(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2020年)</p>	<p>④ 賃金の年齢カーブ(男女・雇用形態別, 時給)</p>  <p>(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2021年)</p>
194	①	<p>*2 パートやアルバイトで労働時間が正社員の3/4未満でも、次の要件を満たした場合には加入する。①従業員が501人以上(労使合意の場合は500人未満も可)、国・地方公共団体に属する事業所の労働者。②労働時間が週20時間以上。③賃金が月額88,000円以上。④雇用期間が1年以上(見込み)。⑤学生でない。なお、雇用保険は雇用期間が31日以上(見込み)かつ週20時間以上の労働者が加入する。</p>	<p>*2 パートやアルバイトで労働時間が正社員の3/4未満でも、次の要件を満たした場合には加入する。①従業員が101人以上(労使合意の場合は100人以下も可)、国・地方公共団体に属する事業所の労働者。②労働時間が週20時間以上。③賃金が月額88,000円以上。④雇用期間が2か月以上(見込み)。⑤学生でない。なお、雇用保険は雇用期間が31日以上(見込み)かつ週20時間以上の労働者が加入する。</p>
196	26	世帯の約2割, 単身世帯の約4割で増加傾向にあり, 二極化して	世帯の約2割, 単身世帯の約3割で増加傾向にあり, 二極化して

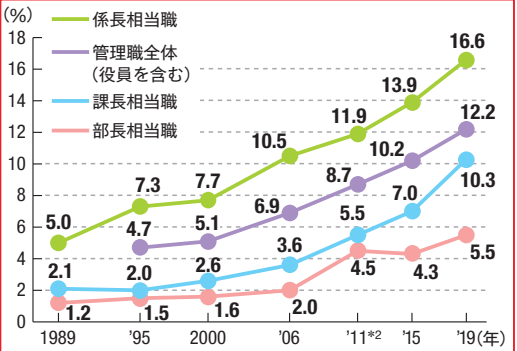
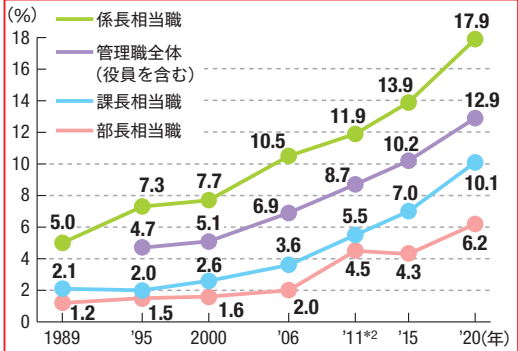
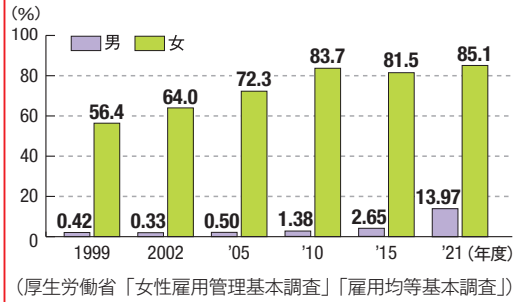
訂正箇所		原 文	訂 正 文
ページ	行		
201	TRY	り, 国際自然保護連合は世界の <u>37,480</u> 種(2021年)を絶滅危惧種と	り, 国際自然保護連合は世界の <u>40,084</u> 種(2021年)を絶滅危惧種と
201	TRY	世界の約 <u>1/3</u> (約 <u>22</u> 億人)が安全な飲み水にアクセス	世界の約 <u>1/4</u> (約 <u>20</u> 億人)が安全な飲み水にアクセス
202	[2]	(Bertelsmann Stiftung and Sustainable Development Solutions Network 「SUSTAINABLE DEVELOPMENT REPORT 2020」より作成)	(Bertelsmann Stiftung and Sustainable Development Solutions Network 「SUSTAINABLE DEVELOPMENT REPORT 2021」より作成)
203	Column	2012年にブラジルで開催された「 <u>持続可能な開発会議</u> 」(リオ+ <u>10</u>)では, ウルグアイの	2012年にブラジルで開催された「 <u>国連持続可能な開発会議</u> 」(リオ+ <u>20</u>)では, ウルグアイ

訂正箇所 ページ	行	原文	訂正文
204	TRY	<p>TRY</p> <p>見たことのある環境ラベルをチェックしよう。 また、どのようなラベルなのか、環境省のウェブサイト「環境ラベル等データベース」などで調べよう。</p> 	<p>TRY</p> <p>見たことのある環境ラベルをチェックしよう。 また、どのようなラベルなのか、環境省のウェブサイト「環境ラベル等データベース」などで調べよう。</p> 

訂正箇所 ページ 行	原文	訂正文
---------------	----	-----

210	①	<p>① 現在の生活に対する満足度</p> <p>調査対象：全国18歳以上の日本国籍者10,000人 (内閣府「国民生活に関する世論調査」2019年度)</p>	<p>① 現在の生活に対する満足度</p> <p>調査対象：全国18歳以上の日本国籍者3,000人 (内閣府「国民生活に関する世論調査」2021年度)</p>
-----	---	---	--

210	③	<p>③ 女性の年齢別出産率*</p> <p>(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」2021年版)</p>	<p>③ 女性の年齢別出産率*</p> <p>(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」2022年版)</p>
-----	---	---	---

訂正箇所 ページ 行	原 文	訂 正 文
211	<p>⑤ 管理職*1に占める女性の割合</p>  <p>(注) 当該役職者数(男女計)を100としたときの割合 *1 企業規模30人以上 *2 岩手県、宮城県、福島県を除く結果 (厚生労働省「女性雇用管理基本調査」「雇用均等基本調査」)</p>	<p>⑤ 管理職*1に占める女性の割合</p>  <p>(注) 当該役職者数(男女計)を100としたときの割合 *1 企業規模30人以上 *2 岩手県、宮城県、福島県を除く結果 (厚生労働省「女性雇用管理基本調査」「雇用均等基本調査」)</p>
23	<p>側注① ① 90歳まで生存する者の割合は、男性28.4%，女性52.5%である（2020年）。</p>	<p>① 90歳まで生存する者の割合は、男性27.5%，女性52.0%である（2021年）。</p>
56	<p>① 育児休業取得者の割合</p>  <p>(厚生労働省「女性雇用管理基本調査」「雇用均等基本調査」)</p>	<p>① 育児休業取得者の割合</p>  <p>(厚生労働省「女性雇用管理基本調査」「雇用均等基本調査」)</p>

訂正箇所		原 文	訂 正 文																																										
ページ	行																																												
64	①	<p>① 平均寿命の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1935～1936</td> <td>46.9年</td> <td>49.6年</td> </tr> <tr> <td>1947</td> <td>50.1</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>1970</td> <td>69.3</td> <td>74.7</td> </tr> <tr> <td>1990</td> <td>75.9</td> <td>81.9</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>79.6</td> <td>86.3</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>81.6</td> <td>87.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「簡易生命表」「完全生命表」)</p>	年次	男	女	1935～1936	46.9年	49.6年	1947	50.1	54.0	1970	69.3	74.7	1990	75.9	81.9	2010	79.6	86.3	2020	81.6	87.7	<p>① 平均寿命の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1935～1936</td> <td>46.9年</td> <td>49.6年</td> </tr> <tr> <td>1947</td> <td>50.1</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>1970</td> <td>69.3</td> <td>74.7</td> </tr> <tr> <td>1990</td> <td>75.9</td> <td>81.9</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>79.6</td> <td>86.3</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>81.5</td> <td>87.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省「簡易生命表」「完全生命表」)</p>	年次	男	女	1935～1936	46.9年	49.6年	1947	50.1	54.0	1970	69.3	74.7	1990	75.9	81.9	2010	79.6	86.3	2021	81.5	87.6
年次	男	女																																											
1935～1936	46.9年	49.6年																																											
1947	50.1	54.0																																											
1970	69.3	74.7																																											
1990	75.9	81.9																																											
2010	79.6	86.3																																											
2020	81.6	87.7																																											
年次	男	女																																											
1935～1936	46.9年	49.6年																																											
1947	50.1	54.0																																											
1970	69.3	74.7																																											
1990	75.9	81.9																																											
2010	79.6	86.3																																											
2021	81.5	87.6																																											

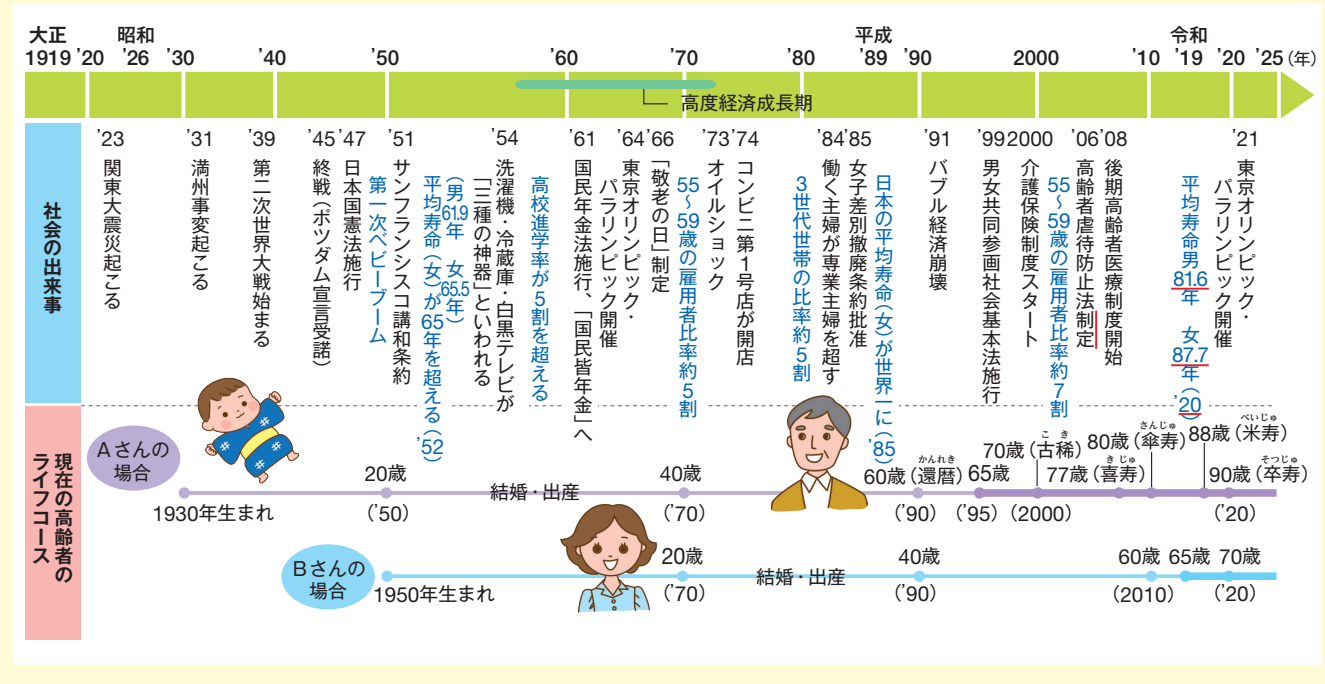
訂正箇所	原 文	
ページ	行	
64	脚注	<p>女性の2人に1人、男性の4人に1人が90歳まで生きる 日本の65歳まで生存する者の割合は男性<u>89.7%</u>、女性94.6%、90歳までの割合は男性<u>28.4%</u>、女性<u>52.5%</u>である（厚生労働省「令和2（2020）年簡易生命表」）。</p>

訂正箇所		訂 正 文
ページ	行	
		<p>女性の2人に1人、男性の4人に1人が90歳まで生きる 日本の65歳まで生存する者の割合は男性<u>89.8%</u>、女性94.6%、90歳までの割合は男性<u>27.5%</u>、女性<u>52.0%</u>である（厚生労働省「令和3（2021）年簡易生命表」）。</p>

TRY

身近な高齢者のライフコースと社会の出来事の関連を調べよう

どのような社会の変化を経験し、ライフスタイルやその後の人生にどのような影響があっただろうか。



TRY

身近な高齢者のライフコースと社会の出来事の関連を調べよう

どのような社会の変化を経験し、ライフスタイルやその後の人生にどのような影響があっただろうか。

